

【別紙 1】

「阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託」仕様書

本仕様書は、阿久根市（以下「甲」という。）が発注する阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定める。

1 事業目的

本業務は、国内外問わず広く市の魅力を発信し、「行ってみたい」「住んでみたい」と思われるような、地域性や慣習に捉われない、強い発信力をもって市の魅力をPRするため、SNSや動画配信サービスなどのメディアで活躍する活動者（以下「インフルエンサー」という。）とタイアップしたウェブ広告等を打ち出し、市の観光地や特産品などの魅力を全世界に広く発信することで、阿久根市の知名度を向上させることを目的として実施する。

2 事業名称

阿久根市インフルエンサーコラボプロモーション事業実施業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 契約金額の上限

6,225 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務内容

(1) インフルエンサーの選定・出演依頼

ア インフルエンサーの選定に当たっては、本事業の目的に適した人材を選定すること。また、可能な限り鹿児島県や九州と親和性のある人物とし、フォロワーやファンにアクティブ層（20～40 代）が多い人材を選定すること。

イ 自身の YouTube チャンネルを有し、主に旅行系又はグルメ系の情報発信に長けているインフルエンサーを選定すること。なお、YouTube チャンネル登録者数は10 万人から50 万人以上を目安とする。

ウ YouTube のほか、その他 SNS 媒体（X、Instagram、TikTok 等）のアカウントを所有するインフルエンサーが望ましい。

エ 最低1 名以上のインフルエンサーを甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

オ 乙は、インフルエンサーへの出演依頼等を行うこと。

(2) 企画立案・連絡調整

ア 訪問する観光地や店舗等について、乙はインフルエンサーと調整した上で、複数の候補を甲に提案し、甲と協議の上で決定する。

イ 動画は、本市の観光地や特産品、グルメ等の情報発信を効果的に発信できる内容とすること。なお、定番の情報だけでなく、現地で見聞きした情報や実際に感じた情報等も積極的に盛り込むこと。

ウ 取材する施設や店舗等への連絡調整を行い、取材当日はインフルエンサーに同行すること。

エ 事前に施設管理者等へ撮影及び動画投稿に関する許可を得ること。

(3) 動画制作・投稿・ライブ配信

ア 動画制作はインフルエンサーが行うものとするが、必要に応じて乙も協力するもの。

イ 動画については、市内の観光地や特産品、グルメ等の魅力を十分にPRできる内容とし、20 分以上（おおむね 1 時間以内）の動画を 1 本制作すること。

ウ 動画の概要欄には、甲からの依頼であることを明記し、ステルスマーケティングと誤解されないようにすること。また、動画内で紹介した施設や店舗等のウェブサイト等のリンク先を記載するなど、ウェブサイト等へ誘導する仕組みを取り入れること。

エ 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

オ 動画を投稿する媒体は、インフルエンサー自身の所有する YouTube チャンネルとし、その他 SNS 媒体（X、Instagram、TikTok 等）でアカウントを所有している場合は、積極的に投稿すること。

カ 動画の投稿作業はインフルエンサーが行うものとする。

キ 動画の公開時期については、12 月初旬頃を想定している。詳しい公開日は、甲と協議の上で決定すること。また、公開する時間帯については、所有するフォロワーからのインプレッション効果の高い時間帯を事前に分析し、甲に報告すること。

ク 制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙及びインフルエンサーは著作権人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙又はインフルエンサーが既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

ケ 制作した動画及びサムネイル画像は、甲の所有する SNS 媒体においても公開可能とすること。

コ 動画撮影及び編集に必要な機材や小物等についてはインフルエンサーが準備することとし、場合によっては、乙がサポートすること。

サ 動画撮影に際しては、事前に現地の下見や打ち合わせを入念に行い、ト

トラブルが発生しないように努めること。加えて、トラブルが発生した際のトラブルシュートについても事前に確認しておくこと。

(4) 効果測定・報告

ア YouTube アナリティクスや Instagram インサイト等を活用し、インフルエンサーの媒体毎に、視聴回数や再生時間等の効果測定結果をまとめ、報告すること。

イ 動画内で紹介した施設や店舗についても、動画投稿前後の売上高・予約件数・ホームページアクセス件数など、動画投稿による反響等を可能な限り把握し、報告すること。

(5) コメント及びダイレクトメッセージ等への対応

ア コメント及びダイレクトメッセージ等に対しては、原則、返信は行わないこととする。なお、コメント及びダイレクトメッセージはインフルエンサー自身又は乙において定期的に点検し、返信の必要があると判断したものについては、速やかに甲に報告の上、丁寧で親しみやすいトーンで返信すること。この場合の返信はインフルエンサー又は乙が行うこととする。

イ 個人的な相談、クレーム、誹謗中傷などの攻撃的な内容には対応しないこととする。なお、炎上等のリスクが発生又はリスクが予見される場合は、速やかに甲に報告の上、乙の責任により解決すること。

(6) 視聴者参加型施策

ア (3)において制作・公開した動画を視聴した者や、インフルエンサー自身のフォロワーなどが、市内へ観光に訪れる又は市内特産品を購入するための施策（以下「視聴者参加型施策」という。）を、予算の範囲内において実施することができる。施策の内容は、乙において企画し、甲へ提案するものとする。視聴者参加型施策の実施は任意とするが、実施が望ましい。なお、視聴者参加型施策の実施は、プロポーザル審査において、その提案内容に応じ加点の対象とする。

イ 視聴者参加型施策の例としては、以下のとおり。

【（例１）等身大パネル及びデジタルスタンプラリーの設置】

- i 市内観光地の複数個所にインフルエンサーの等身大パネル及びデジタルスタンプラリーを設置し、インフルエンサーのフォロワーやファンをターゲットとして観光人口・交流人口増を図るもの。
- ii 市内観光地や店舗等の地図を取り入れるなど、参加者が位置情報で把握でき、回遊を促すような仕組みを取り入れること。
- iii スタンプラリーは、モバイル端末で参加できるものにする。
- iv スタンプの獲得方法は、二次元コードとGPS機能を複合したスタンプ獲得方法を実装すること。なお、1スポットにつき、二次元コード又はGPS機能のどちらか1つの機能にてスタンプを獲得することを想定している。
- v スタンプを必要数集めることで、インセンティブを獲得できる仕組み

みにすること。

- vi 実施期間中は、デジタルスタンプラリーシステムの維持管理を行い、動作トラブル等が発生しないよう努め、継続して利用できるようにすること。

【（例２）限定ノベルティの製作】

- i 阿久根市とインフルエンサーがコラボした限定ノベルティを製作するもの。
- ii ノベルティについては、甲と協議の上、予算の範囲内で製作するもの。
- iii 製作したノベルティは、市内特産品の購入特典等に使用し、ノベルティ単体での販売は行わないこととする。
- iv 製作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙及びインフルエンサーは著作権人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、製作物の全部又は一部に乙又はインフルエンサーの著作権を有するものが既に含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

(8) 定期打合せの実施、議事録の作成、状況報告

- ア 事業実施期間中は、概ね 2 週間に 1 回程度、甲との定期打合せを実施すること。
- イ 打合せの場所は、鹿児島県阿久根市役所の 1 階商工観光課内を基本とするが、オンライン（Zoom 等）も可とする。都度打合せの議事録を作成し、甲と共有を図ること。

6 成果物、提出期限及び提出先

- (1) 契約締結時に速やかに提出するもの。
 - ア 委託業務の具体的な実施計画を記載した「業務実施計画書」（紙媒体 1 部及び電子データ）
 - イ 統括責任者通知書（紙媒体 1 部）
 - ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類（別途指示）
- (2) 各動画投稿後に提出するもの（具体的な提出期限については、甲と乙で協議の上決定する。）
 - ア 制作した動画データ及びサムネイル（電子データ、動画データは MP 4 形式）
 - イ その他甲が業務確認に必要と認める書類
- (3) 業務完了後に速やかに提出し検査を受けるもの
 - ア 業務完了報告書（紙媒体 1 部）
 - イ 実績報告書（紙媒体 1 部及び電子データ）

ウ 制作したすべての動画データ及びサムネイル（DVD 1 枚、動画データはMP 4 形式）

エ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(4) 提出期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）

(5) 提出先

阿久根市商工観光課ふるさと納税推進係

7 委託料の支払

委託料の支払は、6 (3)の検査において合格後の精算払とする。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) インフルエンサーの取材・体験に係る一切の経費（旅費、宿泊費、飲食費、体験料金等）及び動画の制作・投稿に係る一切の経費（企画、撮影、編集、投稿等）は、全て委託金額に含むこと。
- (3) 動画については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。特に意図しない第三者の映り込み等がないよう十分に配慮すること。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の経費負担を含む。）において解決すること。
- (5) 本業務の実施に際して、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 甲は、必要に応じて、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲乙協議の上、定めるものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (11) 災害や感染症等の発生状況により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。